



高教第572号  
令和3年9月16日

山形県産業教育審議会  
会長 長谷川 吉茂 殿

山形県教育委員会  
教育長 菅間 裕晃

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定により、次の事項について、別紙理由を添えて諮問いたします。

諮 問

「急激に変化する時代における本県産業教育の在り方について」

(理由)

本県産業教育の在り方については、平成 21 年 6 月に本審議会から「時代の進展や産業界の動向等に対応した本県産業教育の在り方について」の答申をいただき、産業教育の充実に務めてまいりました。この間、12 年が経過し、産業界や社会、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の高度な先端技術は、産業や社会生活に取り入れられ、私たちがより快適で活力に満ちた生活を送ることができるとされる Society 5.0 時代を迎えようとしています。一方で、国連総会において 2015 年に採択された持続可能な開発目標(SDGs)では、自然環境や資源の有限性、イノベーションなど、地域や地球規模の課題が示され、これからの社会を生きる一人一人が、これらを自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育てていくことが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観等に大きな影響を与えています。

本県の未来を担う子どもたちには、このような急激な社会の変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来を生きぬくために必要な力を身につけることが求められています。とりわけ、これからの地域社会を支え、本県の産業の発展を担う人材の育成にあたっては、職業人として必要な資質・能力を学習活動の中で育成していくことも重要です。また、ICT 環境整備を促進し、「先端的な学び」「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現も求められています。

現在、本県では第 6 次山形県教育振興計画(後期計画)に基づき、地域の将来を担う人材育成に取り組んでいるところですが、このような急激に変化する時代における本県産業教育の在り方について、特に、以下の点などから御検討をお願いいたします。

- 1 アフターコロナを見据え、社会や産業の急激な変化に対応するため、産業教育において、どのような人材育成を目指すべきか。
- 2 産業教育の充実に資するため、地方公共団体、地域産業界、大学等、関係機関との連携や接続をどのように進めるべきか。
- 3 職業教育を主とする専門学科の志願者を増やすために、特色化・魅力化をどのように図っていくべきか。